

地域公共交通網形成計画の作成(計画の策定に向けた検討)

さまざまな視点から広く公共交通ネットワークを再構築するため、平成31年度から2カ年にわたって「地域公共交通網形成計画」を策定します。

13,610千円

地域防災力の強化(地区防災計画の策定)

今後発生が危惧されている首都直下地震などの大規模災害に備え、地域住民による地域の実情に応じた実効性の高い「地区防災計画」の策定を支援します。

5,929千円

障がい者総合支援の充実(障がい者総合相談窓口の設置)

障がい者やその家族の相談先を明確化するとともに、地域で安心して暮らしていくための相談支援体制の充実を図るため、「障がい者総合相談窓口」を設置します。

15,814千円

**一般会計
予算の主な
事業**



教育環境の充実(小中学校校舎のエアコン設置)

児童生徒などの健康面に配慮するとともに、児童生徒が意欲を持って学べる学習環境の充実を図るため、市内15校の小中学校の普通教室など計430室にエアコンを設置します。102,929千円

新庁舎の整備(新庁舎建設工事に係る基本設計等)

新庁舎建設に向け、八潮市庁舎建設基本計画に基づき、基本設計を行います。また基本設計を踏まえた地質調査等の実施や、庁舎整備基金への積み立てを行います。

305,114千円

観光の振興((一社)八潮市観光協会補助金)

市内観光の振興を図るため、(一社)八潮市観光協会の活動を促進し、新たな観光資源の創出や観光イベントの創設を支援します。

4,483千円

保育所の充実、小規模保育施設の充実(民間認可保育所・小規模保育施設への補助等)

保育施設の整備に伴い、平成31年度から新たに開所する施設等に対して運営補助金等を交付します。

1,930,035千円

このほか、次の事業に取り組みます

※市ホームページで、さらに詳しい内容や予算書の全ページ(PDFファイル)がご覧になれます。

1. 教育文化・コミュニティ

～学びとつながりを大切にするまち～

- ・学校適正配置指針・計画の策定 12,088千円
- ・八幡図書館・公民館大規模改修実施設計業務 9,914千円
- ・コミュニティ施設の整備(コミュニティ活動推進事業補助金等) 24,000千円
- ・多文化共生の推進(市民意識調査業務委託料) 3,607千円

2. 健康福祉・子育て

～誰もがいきいきと暮らせるまち～

- ・健康マイレージ事業の実施 1,469千円
- ・不妊治療費助成事業の実施 2,000千円
- ・体育施設の充実(鶴ヶ曽根体育館空調設備改修工事費等) 87,809千円
- ・第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画の策定 7,664千円

3. 防災・防犯・消防・救急

～誰もが安全で安心して暮らせるまち～

- ・地域防災体制の充実(地域防災計画等修正業務委託料等) 24,168千円
- ・広域消防体制への支援 992,753千円

4. 産業経済・観光

～地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち～

- ・地場産野菜の推奨(印刷製本費) 320千円
- ・中心商業拠点の形成(八潮駅周辺商業者組織化等セミナー委託料) 330千円

5. 都市基盤・環境

～快適でやすらぎと潤いのあるまち～

- ・北部拠点まちづくり事業の推進 9,889千円
- ・土地区画整理事業の推進 1,649,223千円
- ・道路用地取得事業(市道2295号線) 89,507千円
- ・生産緑地地区台帳の作成 8,099千円
- ・治水対策の推進(排水施設更新工事費等) 319,890千円
- ・危険ブロック塀等の倒壊防止対策 3,000千円
- ・ごみ分別促進アプリの導入 316千円

6. 新公共経営

～協働で経営する自主・自律のまち～

- ・シティセールスの推進(P R動画配信サービス利用料等) 650千円
- ・広聴・広報の充実(市民意識調査業務委託料) 3,194千円

**危険ブロック塀等
撤去改修補助金**

地震災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、危険なブロック塀等の所有者などが行う撤去工事または改修工事に対する補助金を交付します。

問 開発建築課 ☎468

◆補助対象となる危険なブロック塀等

公道に面したコンクリートブロック造または組積造の塀のうち、高さが1・2メートルを超え、かつ、地震により倒壊する恐れがあると認められるもの

◆補助対象工事

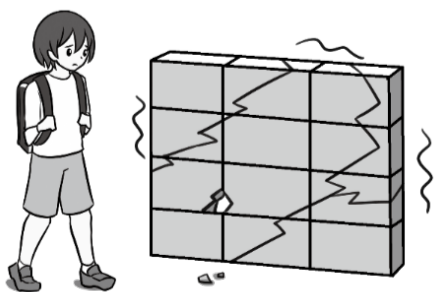
①撤去工事：すべて撤去する工事または公道面から高さ60センチメートルを超える部分を撤去する工事
②改修工事：すべて撤去した範囲内に安全なブロック塀等を設置する工事
※①②ともに市内に本店などがある施工業者が行う工事であり、平成32年3月10日までに工事が完了するものに限り、ます。

◆補助対象者

次のすべてに該当する方
・危険なブロック塀等の存する土地の所有者または管理者
・市税の滞納がない方
・対象工事が市で実施している同様の補助金を受けていない方

◆補助金額

①撤去工事：撤去費用の2分の1または1メートル当たり1万円のいずれか少ない額(限度額10万円)
②改修工事：改修費用の2分



◆申込方法
補助金の申請を希望する場合は、市職員による現地確認を行うため、工事着手の前に要事前相談。危険なブロック塀等と確認できた場合、所定の申請用紙(開発建築課または市ホームページで入手)などを開発建築課窓口へ(郵送不可)。
※補助金は、予算枠に達し次第締め切ります。